

製造業における労働災害防止のための取組について

令和 7 年 9 月

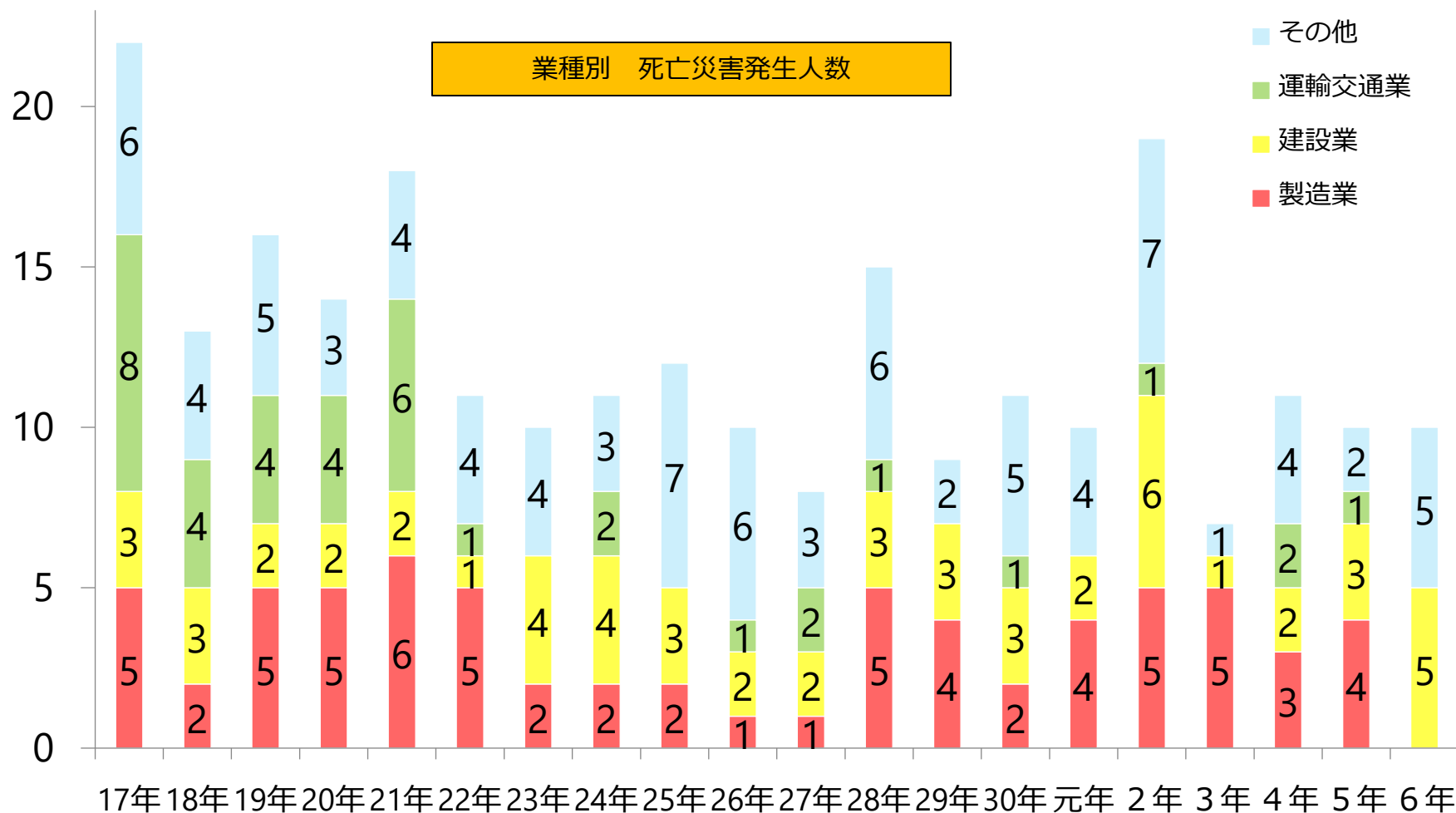
滋賀労働局大津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1．労働災害発生状況について
- 2．法令改正について
- 3．労働災害防止のための取組について

滋賀県内の死亡労働災害発生状況について

令和6年の労働災害による死亡者数は10人と令和5年と同数になった。**製造業・運輸交通業では死亡災害件数が0人となった**が、建設業は増加傾向にあり、令和6年は5人死亡している。
その他の業種は新聞販売業で3人、産業廃棄物処理業で2人死亡している。



滋賀県内の死亡労働災害発生状況について【令和6年】

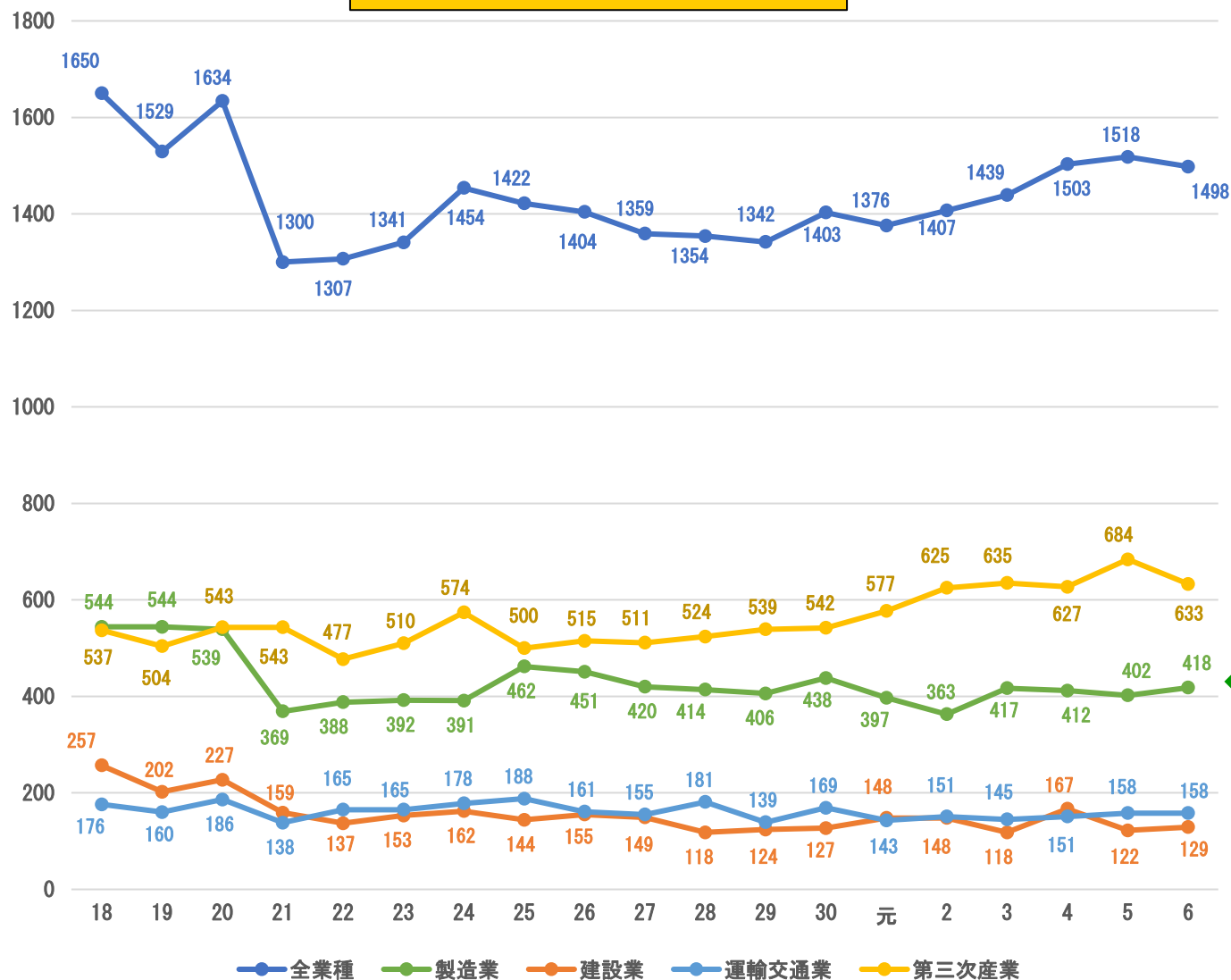
死亡災害発生概要

■ 大津署管内で発生

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (2名)	1月 13時頃	墜落・転落	鉄骨工 30代	新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したものの。
2	新聞販売業 (34名)	3月 3時頃	交通事故	新聞配達 30代	ミニバイクに乗車し新聞配達中、交差点で乗用車と出会い頭に衝突したものの。
3	道路建設工事業 (8名)	3月 11時頃	激突され	作業員 60代	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたものの。
4	産業廃棄物処理業 (9名)	7月 12時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業員 80代	被災者は、圧縮成型機の内部に溜まる屑をエアブローで吹き飛ばす作業を行っていた。操作盤で機械を運転していた同僚が電源を切り移動中に、被災者が機械の本体フレームと可動フレームとの間に挟まれているところを発見したものの。
5	道路建設工事業 (19名)	9月 13時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業員 60代	道路舗装補修工事において、別の作業員が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したものの。
6	産業廃棄物処理業 (19名)	9月 15時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業員 20代	再生砕石プラントにおいてコンクリートガラの破碎作業中、被災者が破碎設備に設けられたベルトコンベヤーのロール部と地面との間に挟まれた状態で発見されたものの。
7	新聞販売業 (9名)	10月 4時頃	交通事故	新聞配達 70代	新聞配達のため軽トラックを運転中、対向車線から右折した別のトラックと衝突したものの。
8	道路建設工事業 (3名)	10月 9時頃	崩壊・倒壊	作業員 50代	地山によう壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたものの。
9	新聞販売業 (15名)	10月 6時頃	交通事故	新聞配達 60代	業務を行っていた新聞配達員が、道路上で倒れていたところを発見され、その後死亡が確認されたものの。
10	木造家屋建築工事業 (2名)	12月 14時頃	転倒	作業員 50代	ドラグショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラ前方を持ち上げた際に、ドラグショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたものの。

滋賀県内の労働災害発生状況について【新型コロナウイルス感染症除く】

休業4日以上死傷者数の推移



滋賀県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、従来型の労働災害に限ると5年ぶりに減少となっているが、依然高止まりの状態にある。

製造業は令和6年は418人（前年比+4.0%）となっている。

滋賀県内の労働災害発生状況について【新型コロナウイルス感染症除く】

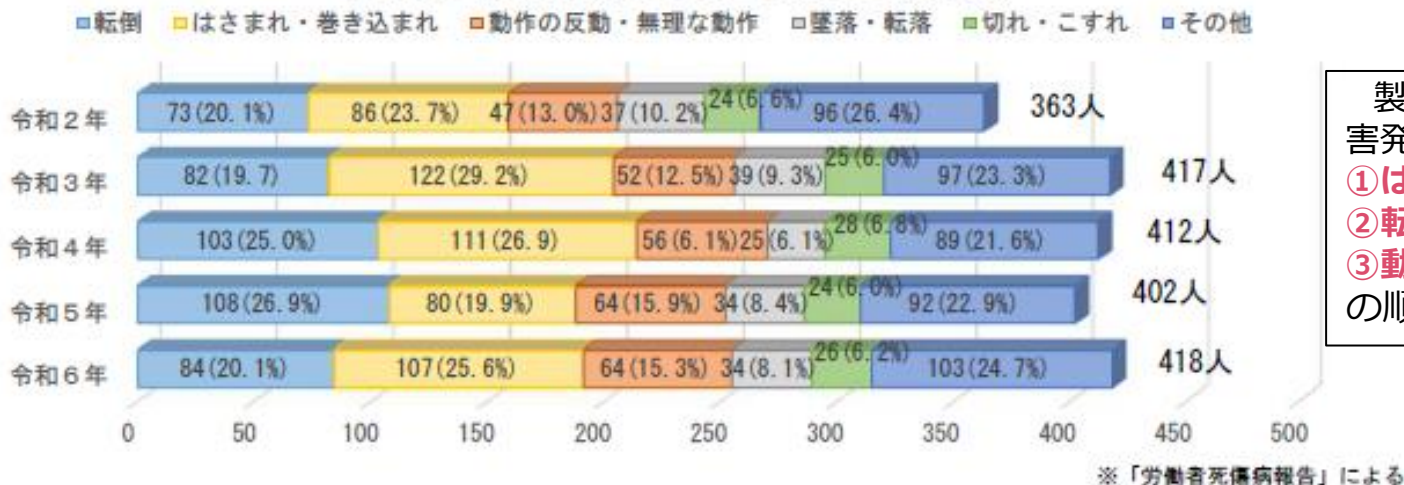
事故の型別死傷災害発生状況【全産業】



事故の型別で労働災害発生状況を確認すると、全産業では転倒災害が最も多く、これ以外では「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」の順となっている。

転倒災害は前年に比較し66件減少したが、事故の型別で最も多く発生し依然として高止まり、また60代以上では全災害の内44.5%が転倒災害であり、引き続き転倒災害の防止の取組が必要とされている。

事故の型別死傷災害発生状況【製造業】

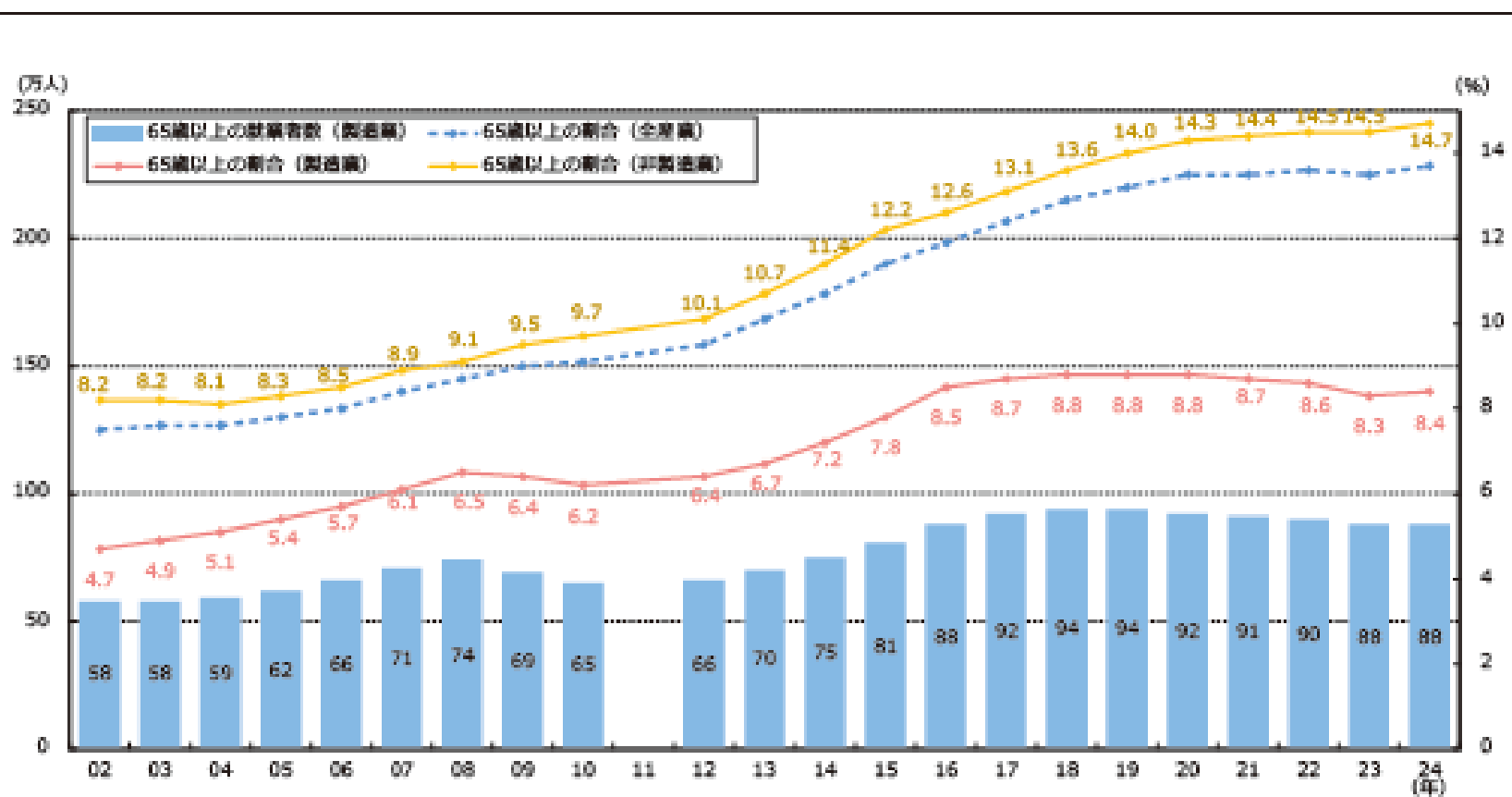


製造業で令和6年の事故の型別の労働災害発生状況を確認すると、

- ①はさまれ・巻き込まれ災害 (25.6%)
 - ②転倒災害 (20.1%)
 - ③動作の反動・無理な動作 (15.3%)
- の順に多くなっている。

高年齢就業者数の推移

【高年齢就業者数（65歳以上）の推移】



製造業における65歳以上の高年齢就業者数は長期的には増加傾向、ただし2018年以降は横ばい～やや低下傾向となっている。

備考：2011年は、東日本大震災の影響により、全国集計結果が存在しない。分類不能の産業は非製造業に含む。

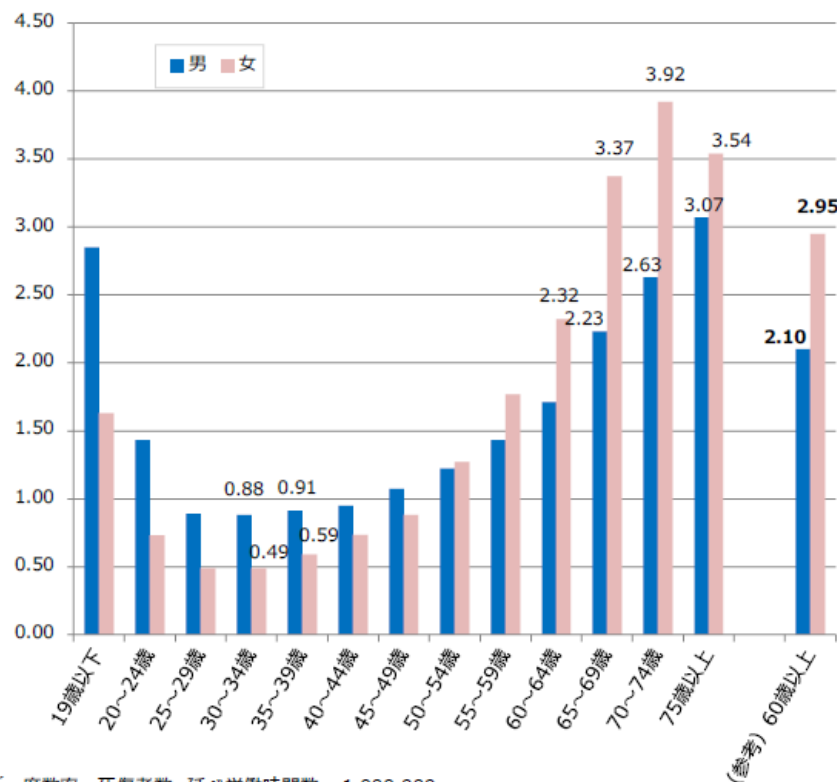
資料：総務省「労働力調査」（2025年1月）

（出典）2025年版 ものづくり白書

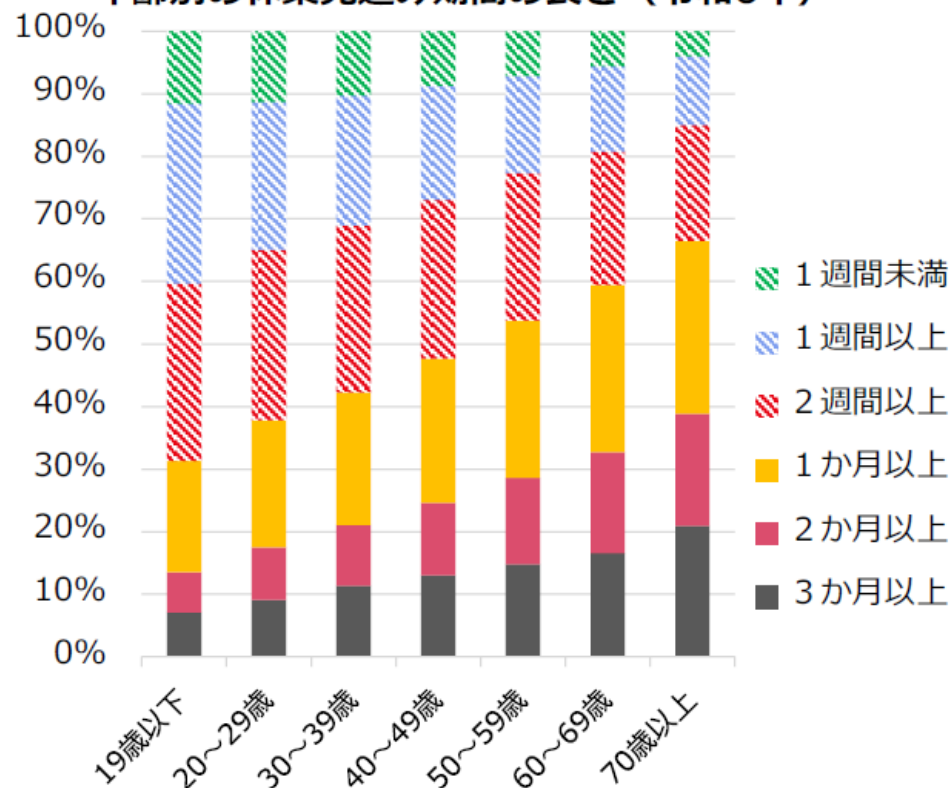
高年齢就業者の労働災害発生状況について【全国・全業種】

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷度数率（以下「度数率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約6倍となっている。
- 60歳以上の死傷度数率は、2.41となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 60歳以上の死傷千人率は、4.00である。

年齢別・男女別 度数率（令和6年）



年齢別の休業見込み期間の長さ（令和6年）



データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）

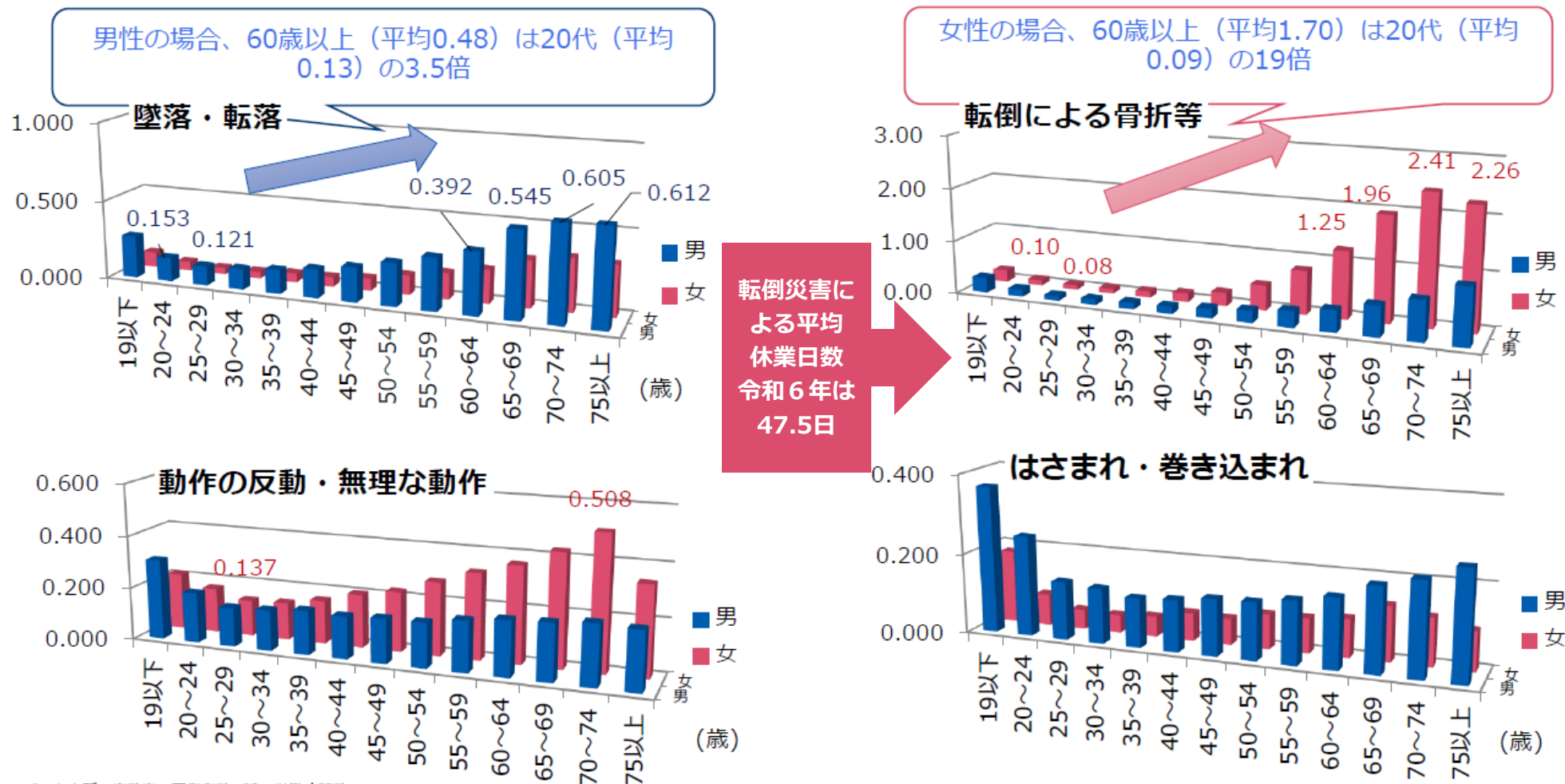
※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

※ 死亡災害は、休業3カ月以上に算入

高年齢就業者の労働災害発生状況について【全国・全業種】

- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）



データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000
 : 延べ労働時間数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表）
 : 死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害…労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

- 1．労働災害発生状況について
- 2．法令改正について
- 3．労働災害防止のための取組について

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

→令和7年5月8日可決成立・5月14日公布

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

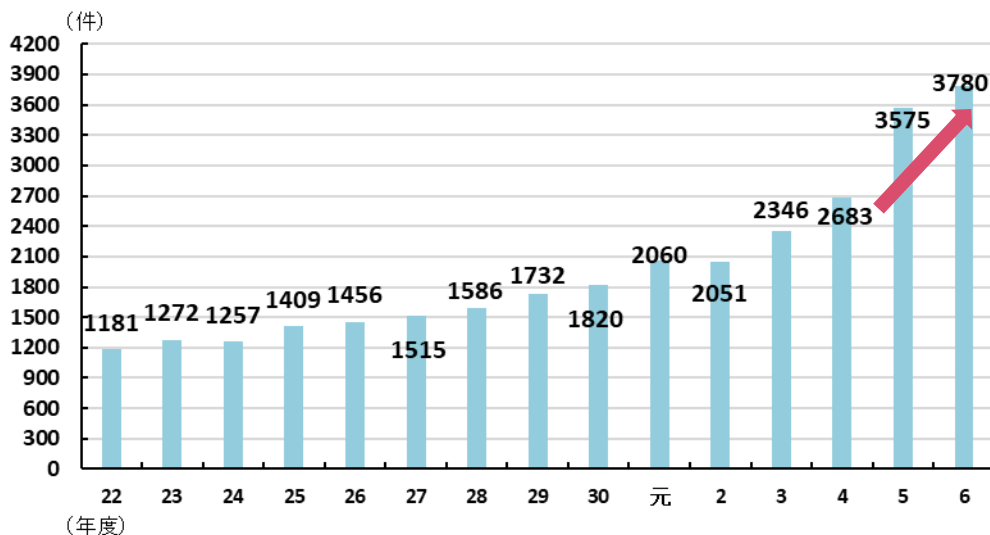
法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

精神障害の労災補償状況【全国】

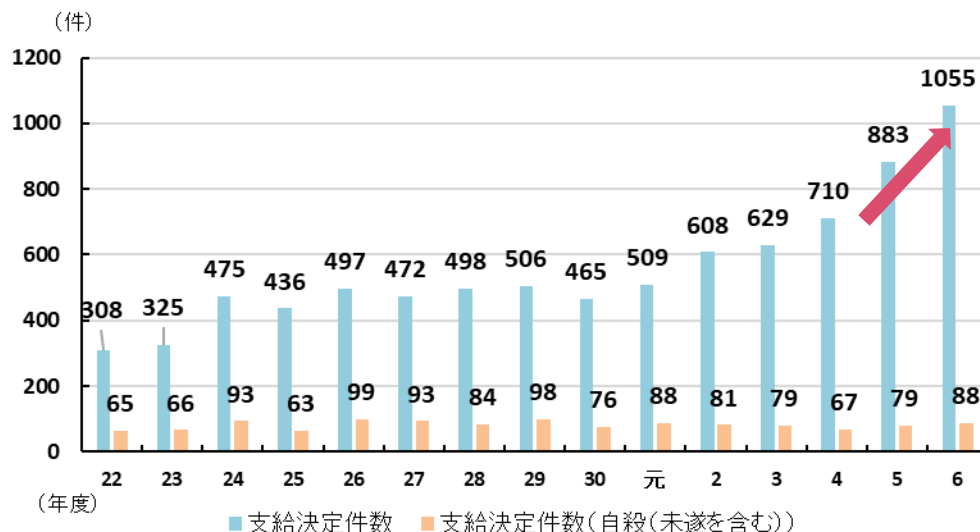
☞精神障害に係る請求件数・支給決定（認定）件数は、右肩上がり推移しており、令和4年度から5年度には請求件数が892件増加、令和5年度から6年度には更に205件増加しています。また、その間に支給決定件数は345件増加しています（第1－1図・第1－2図）。

☞業種別で見ると、請求件数・支給決定（認定）件数は、「製造業」・「卸売・小売業」・「医療・福祉」が多くなっています（第1－3表）。

第1－1図 精神障害に係る請求件数の推移



第1－2図 精神障害に係る支給決定件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

(注) 1 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

2 支給決定件数(自殺(未遂を含む))は、支給決定件数の内数である。

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

第1－3表 精神障害の業種別（大分類）請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	令和5年度			令和6年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業・漁業・鉱業、 採石業、砂利採取業	18 (7) (1 (0))	27 (6) (4 (0))	10 (0) (3 (0))	21 (6) (3 (0))	19 (9) (3 (0))	8 (4) (1 (0))
製 造 業	499 (159) (44 (0))	414 (117) (41 (1))	121 (32) (16 (0))	583 (191) (46 (4))	495 (157) (45 (2))	161 (47) (21 (0))
建 設 業	194 (43) (31 (2))	154 (35) (16 (1))	82 (16) (12 (0))	192 (34) (28 (1))	177 (32) (30 (2))	81 (11) (14 (0))
運 輸 業、郵 便 業	311 (92) (18 (1))	255 (77) (19 (0))	101 (23) (8 (0))	280 (87) (11 (1))	286 (78) (17 (1))	110 (27) (10 (0))
卸 売 業、小 売 業	491 (275) (35 (5))	355 (180) (27 (1))	103 (44) (14 (1))	545 (303) (33 (7))	497 (270) (35 (4))	120 (68) (9 (1))
金 融 業、保 険 業	70 (44) (3 (0))	58 (43) (2 (0))	12 (7) (2 (0))	78 (53) (6 (1))	77 (54) (0 (0))	10 (7) (0 (0))
教 育、学 習 支 援 業	137 (84) (5 (4))	87 (53) (8 (6))	22 (12) (3 (2))	130 (76) (9 (4))	130 (86) (4 (4))	34 (19) (1 (1))
医 療、福 祉	887 (672) (22 (7))	627 (483) (20 (10))	219 (175) (6 (3))	983 (728) (14 (6))	862 (629) (25 (10))	270 (204) (11 (5))
情 報 通 信 業	160 (68) (14 (2))	76 (30) (6 (0))	25 (9) (4 (0))	183 (88) (10 (2))	175 (81) (16 (2))	30 (12) (3 (0))
宿泊業、飲食サービス業	181 (89) (8 (0))	117 (60) (3 (1))	49 (23) (1 (0))	169 (83) (5 (1))	165 (81) (9 (0))	75 (29) (4 (0))
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	258 (121) (11 (2))	169 (78) (6 (1))	48 (19) (4 (0))	280 (136) (16 (4))	248 (118) (15 (2))	61 (26) (5 (0))
そ の 他 の 事 業 (上記以外の事業)	369 (196) (20 (1))	244 (121) (18 (2))	91 (52) (6 (1))	336 (178) (21 (2))	363 (189) (16 (0))	95 (49) (9 (0))
合 計	3575 (1850) (212 (24))	2583 (1283) (170 (23))	883 (412) (79 (7))	3780 (1963) (202 (33))	3494 (1784) (215 (27))	1055 (503) (88 (7))

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 ()内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

○精神障害の労災認定基準においては、長時間労働やその他の業務上の出来事により、強い心理的負荷が認められた場合に業務と発症との関連性が強いと評価されます。業務上の出来事には、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントも含まれます。

次のいずれの要件も満たすこと

- (1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- (2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷(※)が認められること
- (3) 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

(※)「強い心理的負荷」と認められる出来事の具体例

「特別な出来事」

- 強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた場合など、「心理的負荷が極度のもの」と認められた場合
- 発病直前の1か月に概ね160時間を超えるような、又はこれと同程度の(例えば3週間に概ね120時間以上の)時間外労働を行うなど、「極度の長時間労働」が認められた場合

「出来事」(*)

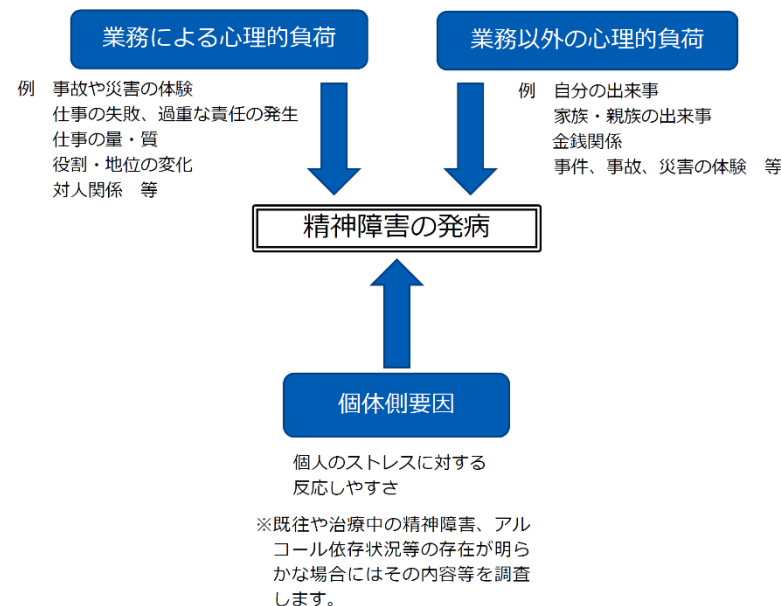
- 自らの死を予感させる程度の事故等を体験した場合
- 長時間労働がある場合、
 - ①発病直前の2か月間連続して1か月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
 - ②発病直前の3か月間連続して1か月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合

など

(*) 「出来事」については、その内容に基づき、心理的負荷の程度が「強」、「中」、「弱」のいずれかに評価され、また、複数の出来事がある場合には、その事案について全体評価が行われる。これにより心理的負荷が「強」と評価された場合に「業務による強い心理的負荷が認められる」との要件を満たす。

「強」になる例

○精神障害は様々な要因により発症し得るが、「業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと」も労災認定の要件となります。



○精神障害は時間外・休日労働時間が月100時間または2～6か月平均で月80時間を超えた場合に即時に業務と発症との関係が強いと評価されるものではなく、その他の業務上の出来事との総合評価となります。ただし、発症前1か月に160時間を超えていたような場合は、長時間労働のみで業務と発症との関係が強いと評価されます。

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

ストレスチェックの実施について

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査**である。労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することを義務づけられている。

ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタル不調となることを未然に防止する一次予防を主な目的としている。

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
 - ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること
- などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告
※義務

**労働基準監督署に
実施結果報告書を提出**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルール策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
（※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

○労働者50人未満の小規模事業場でもストレスチェックの実施が義務化される法案が可決・公布されましたが、同法の適用開始時期や実施結果報告の取扱いについてはまだ未定です（現状報告義務があるのは労働者50人以上の事業場のみです）。

体制整備

具体的取組

- 衛生委員会等での調査審議
- 心の健康づくり計画の策定

（一次予防）
メンタルヘルス不調の未然防止

（二次予防）
メンタルヘルス不調の
早期発見と適切な対応

（三次予防）
職場復帰支援

- 労働者のストレスマネジメントの向上
・教育研修、情報提供
・セルフケア
- 職場環境等の把握と改善
・過重労働による健康障害防止
・職場でのパワハラ・セクハラ対策

ストレスチェック等による未然防止の取組を強化

- ストレスチェック制度

- 上司、産業保健スタッフ等による相談対応、早期発見と適切な対応

- 職場復帰支援プログラムの策定、実施
- 主治医と連携

○ストレスチェックは、事業場で実施するメンタルヘルス対策において、一次予防措置（メンタルヘルス不調の未然防止措置）として位置づけられています。

質問票のイメージ

あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- | | そう
だ | まあ
だ | やや
う | ち
う |
|-------------------------|---------|---------|---------|--------|
| 1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2. 時間内に仕事が処理しきれない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ... | | | | |

最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

- | | そう
だ | まあ
だ | やや
う | ち
う |
|-------------|---------|---------|---------|--------|
| 1. 活気がわいてくる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2. 元気がいっぱい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ... | | | | |

あなたの周りの方々にについてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？

- | | 1 | 2 | 3 | 4 |
|----------|---|---|---|---|
| 1. 上司 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2. 職場の同僚 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| ... | | | | |

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

○事業者が講じるメンタルヘルスカが適切かつ有効に実施されるよう原則的な実施方針を定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が定められています。➡「職場における心の健康づくり」パンフレット参考。



メンタルヘルスカは継続的かつ計画的に行わたることが重要であり、上記指針では「心の健康づくり計画」を策定することが必要とされています。

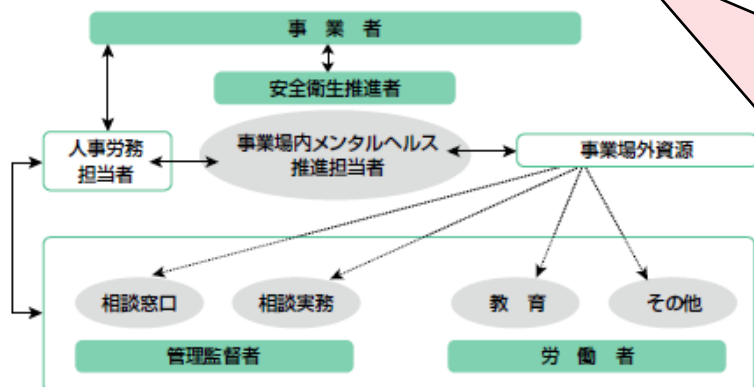
【心の健康づくり計画に盛り込む事項】

- 1 事業者がメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明に関すること
- 2 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- 3 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスカの実施に関すること
- 4 メンタルヘルスカを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- 5 労働者の健康情報の保護に関すること
- 6 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- 7 その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

【小規模事業場におけるメンタルヘルスカの取組の留意事項】

小規模事業場においては、事業者がメンタルヘルスカ実施の表明をし、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組みを進めることが望ましいです。

また、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合、衛生推進者または安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者^{*1}として選任するとともに、都道府県産業保健総合支援センター等の事業場外資源^{*2}の提供する支援等を積極的に活用することが有効です。



○※1：「事業場内メンタルヘルス推進担当者」はメンタルヘルスカの推進の実務を担当することになることから、衛生推進者を選任することが望ましいとされています。

○※2：小規模事業場では専門的知識を持った方を内部に配置することは難しいので産業保健総合支援センター等の事業場外資源を積極的に活用することが有効です。

職場のメンタルヘルス対策をお手伝いします！

「メンタルヘルス対策支援事業」のご案内

滋賀産業保健総合支援センター

滋賀産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、当センターにメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）を配置し、

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 事業場内体制の整備、関連規定の整備等に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

などの事業場への個別訪問サービスを無料で提供しております。



また、当センターでは、精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に無料で対応しています。

支援内容や講師派遣、相談の詳細は・・・

1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援

メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスカを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。

産業カウンセラー、社会保険労務士等の促進員が事業場に赴き、「心の健康づくり計画」の作成支援等を行います。

2 事業場内体制の整備、関連規定の整備等に関する支援

メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰する「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休職から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。

促進員が事業場に赴き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援のほか、メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援等を行います。

法令改正について 小規模事業場のストレスチェック義務化

○「こころの耳」では、事業者の方向けにメンタルヘルスの取組事例等を紹介しています。

○「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」のダウンロードサイトでは、ストレスチェックの受検・結果出力・集団分析等ができるプログラムを配布しています。

厚生労働省



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト

ホーム

実施手順

よくあるご質問

実施者向け関連情報

管理職向け関連情報

当ダウンロードサイトは、改正労働安全衛生法に基づき、平成27年12月より施行されたストレスチェック制度が事業者にて円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等が出来る「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を無料で配布しています。

この実施プログラムは、事業場で実施するものです

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

ホーム

はじめての方へ



検索

文字サイズ
小 中 大

厚生労働省

働く方へ

ご家族の方へ

事業者の方へ

部下を持つ方へ

支援する方へ



今日のおすすめ /



eラーニングで学ぶ
15分でわかるはじめての交流分析3
～5つの特性編～

詳しくはこちら

相談窓口



悩みを相談してみませんか
こころの耳の相談窓口



電話で相談



SNSで相談



メールで相談

その他の相談窓口

よく見られているコンテンツ



5分でできる
職場のストレスセルフチェック



疲労蓄積度セルフチェック（働く
方用）2023



eラーニングで学ぶ
15分でわかるセルフケア



ご存知ですか？うつ病

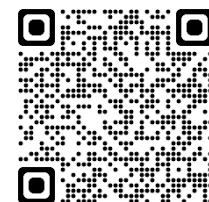


ストレスチェック制度について



NEW 職場のメンタルヘルス対
策の取組事例

「厚生労働省版ス
トレスチェック実
施プログラム」

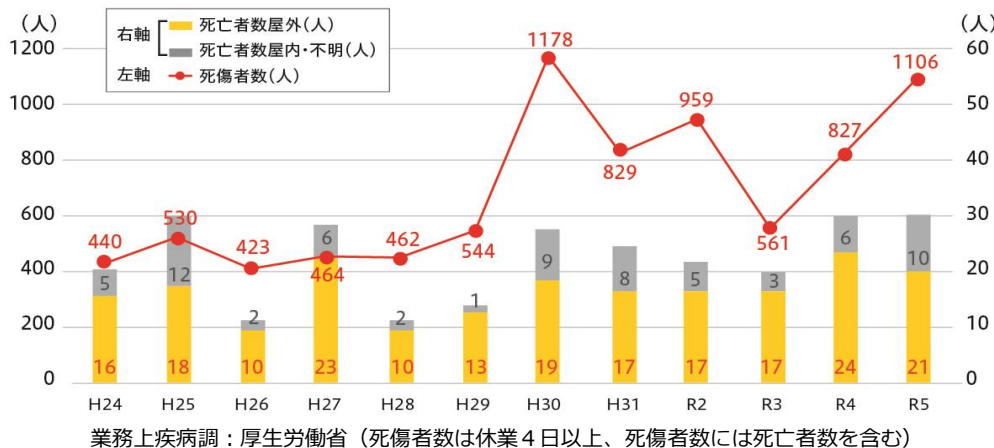


利用者から探す

実施者向けQ&A

受検者向けQ&A

法令改正について 職場における熱中症対策の強化について



熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1) 発見の遅れ
重篤化した状態で発見
78件

(2) 異常時の対応の不備
医療機関に搬送しない等
41件

【法改正の趣旨】

掲載の表の状況に加えて、令和6年における休業4日以上の死傷災害は1,195人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられたものである。

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

法改正

法令改正について 職場における熱中症対策の強化について

労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む

【法改正条文】（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**当該作業に従事する者**が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の**報告をさせる体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**作業場ごと**に、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

基本的な考え方

見つける



(例) 作業員の様子がおかしい…

判断する



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



(例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

「作業場ごと」には、出張先・移動時・非定常・臨時の作業等を含む

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

「報告をさせる体制の整備」には、作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び連絡方法を定めるとともに、連絡先で随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（次頁以降のフロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

周知の方法には、作業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布等がある。

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

法令改正について 職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快
感、吐き気、倦怠感、高体温
等

① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい
場合も、熱中症のおそれあり
として取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119(※)等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

※「#7119」は現在、滋賀県では対応されておりません。

なお、#7119は、医師、看護師、トレーニングを受けた相談員等が電話口で傷病者の状況を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」や「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断する窓口です。相談内容から緊急性が高いと判断された場合は、迅速な救急出動につなぎ、緊急性が高くないと判断された場合は受診可能な医療機関や受診のタイミングについてアドバイスを行います。



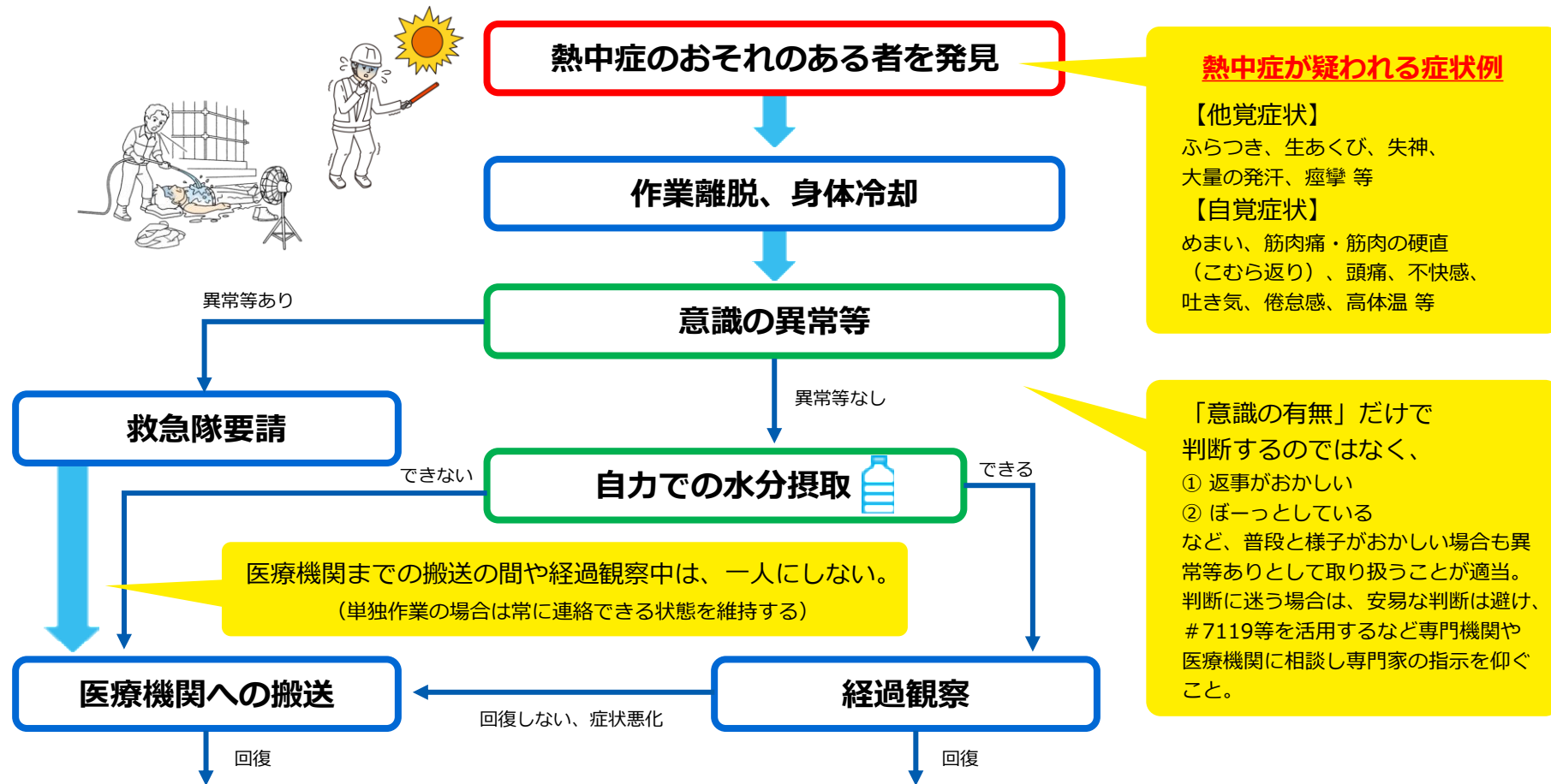
熱中症が発生！ その時どうする？



法令改正について 職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

法令改正について 職場における熱中症対策の強化について

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと
日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1 身体
作業強度等
に応じた
WBGT 基
準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

熱中症対策のためには、その場所のWBGTなどを測定して対応することが必要です。WBGTは、気温が低くても湿度が高ければ高い数値を示します。また、屋外はもちろん、屋内でも日射がある場合には日射の影響を強く受け、WBGTは高くなります。

WBGTを正しく測定するためには黒球付きのWBGT測定器（JIS B 7922として規格化されています）を使うことが大切です。

日射がない室内を対象としたWBGTの簡易的な推定

室内用のWBGT簡易推定図 ver.4

室内用 Ver.4		相対湿度 [%]																
日本生気象学会	WBGT [℃]	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
	40	28	29	30	31	32	33	34	34	35	36	36	37	38	38	39	39	40
	39	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	37	37	38	38	39
	38	27	28	29	30	31	32	33	33	34	35	35	36	37	37	38	37	38
	37	26	27	28	29	30	31	32	32	33	34	34	35	35	36	36	37	37
	36	25	26	27	28	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	35	36	36
	35	24	25	26	27	28	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34	35
	34	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34
	33	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	32	32	33
	32	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29	29	30	31	31	32	32
	31	21	22	23	24	24	25	26	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31
	30	21	21	22	23	23	24	25	25	26	26	27	28	28	29	29	30	30
	29	20	20	21	21	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	28	29
	28	19	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27	28
	27	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	27
26	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27	
25	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	
24	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	
23	15	16	16	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	23	23	
22	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	22	
21	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	21	

【注意】この図は「日射のない室内専用」です。屋外では使用できません。また、室内でも日射や発熱体のある場合は使用できません。そのような環境では、黒球付きのWBGT測定器等を用いて評価して下さい。

日本生気象学会：日常生活における熱中症予防指針 Ver.4, 2022



黒球付きのWBGT測定器の例
（購入される際は、JIS B 7922適合、または準拠と表示されていることを確認することが重要です）

WBGTによる 温度基準域	
危険	31℃以上
厳重警戒	28℃以上31℃未満
警戒	25℃以上28℃未満
注意	25℃未満

（出典）日本生気象学会
日常生活における熱中症予防

▶それでも基準値を超えてしまうときには第2 熱中症予防対策を行う

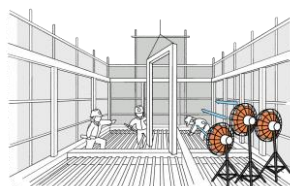
法令改正について 職場における熱中症対策の強化について

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

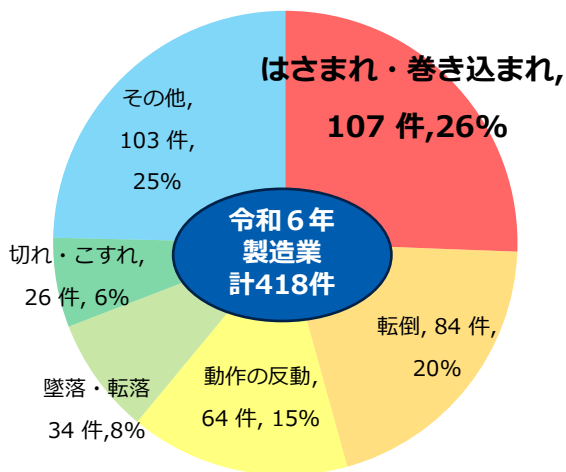
(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例

- 1．労働災害発生状況について
- 2．法令改正について
- 3．労働災害防止のための取組について

労働災害防止のための取組について ① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

製造業ではさまれ・巻き込まれ災害の防止



滋賀県内の製造業で発生した「はさまれ・巻き込まれ災害」は全体の約4分の1を占めており、かつその半分以上が1ヶ月以上の休業を要する災害となっています。

また、特に機械に起因する「はさまれ・巻き込まれ」災害は、ひとたび発生すると、自力での機械からの脱出は極めて困難であり、死亡や身体欠損等の重篤な災害につながる可能性が高いことから、被災した労働者のみならず事業場にも多大な悪影響を及ぼすものになりかねません。

「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止するため、チェックリストを活用し、積極的に災害の予防措置を講じてください。

Check !

はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策が注意喚起のみで終わっていませんか？

職場の状況をチェックし、できていないものは具体的な対策を講じるようにしてください。

非常作業とは？

非常作業とは、保守作業、トラブル対応など、通常の作業と異なる作業をいい、労働災害の中には、非常作業中のものが多く含まれています。非常作業中の労働災害が多い理由としては、次のようなことが指摘されています。

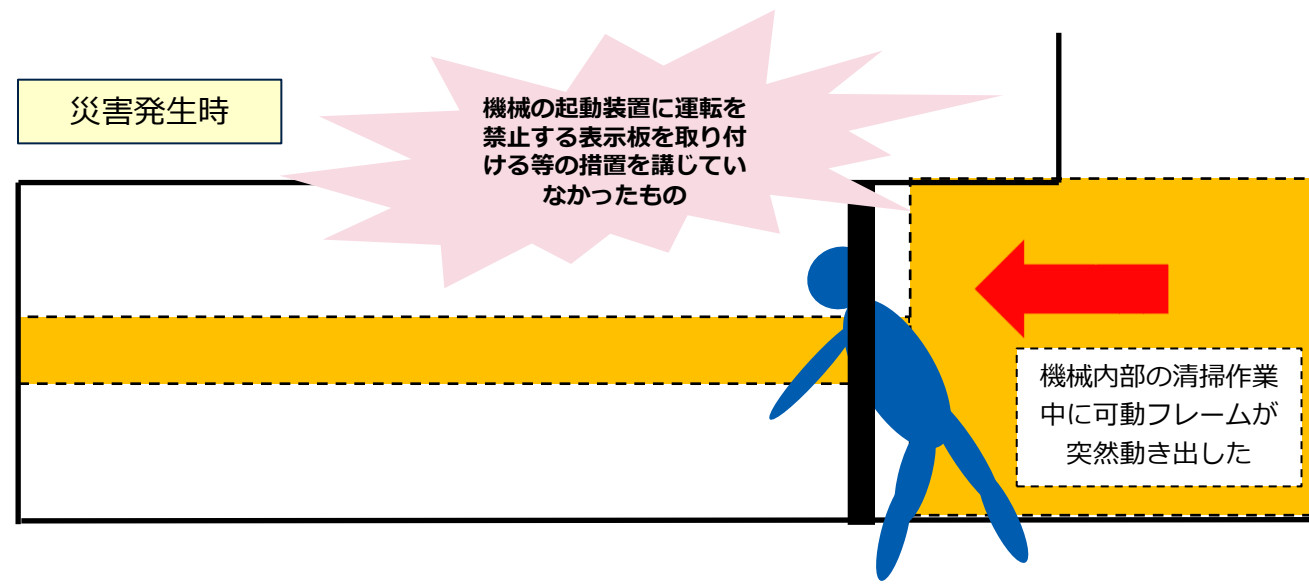
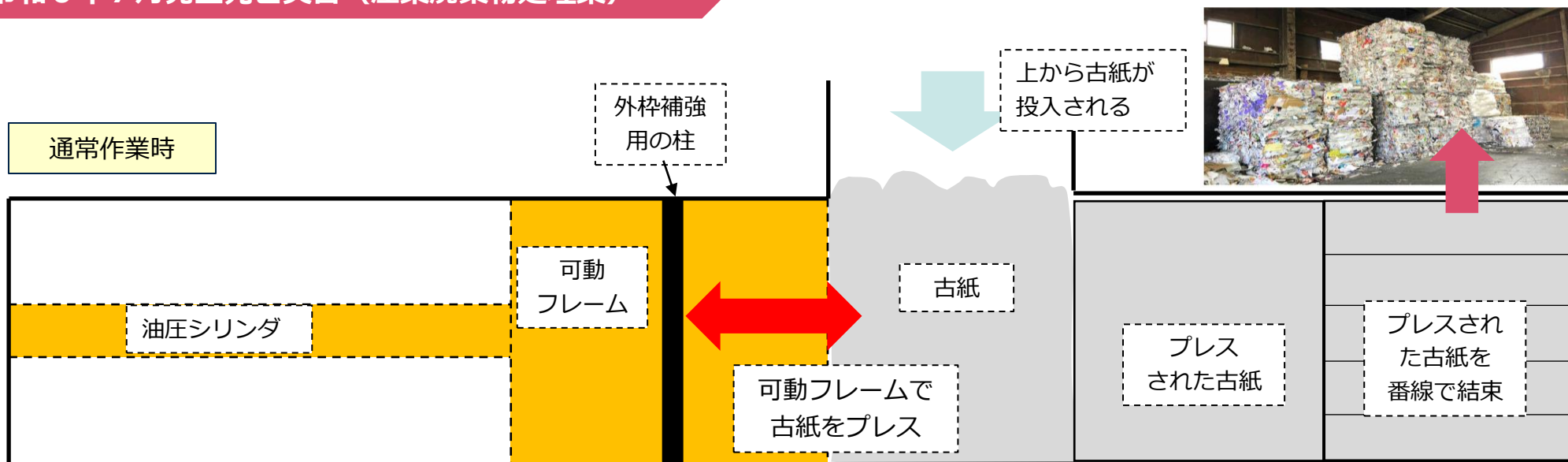
(1) 非常作業は、日常的に反復・継続して行われることが少なく、かつ十分な時間的余裕がなく行われることが多いため、設備面及び管理面での事前の検討が十分でないことが多く、併せて、これらの作業に従事する作業者が作業に習熟する機会が少ないこと。

(2) 非常作業は、事業場の複数の部門（製造部門、保全部門等）にわたって、輻輳して行われることが多い反面、事前の作業に関する連絡調整が必ずしも十分ではなく、作業指示が不明確になりがちであること。

一般共通事項 チェック項目		☐
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか	☐
2	上記1の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか	☐
3	上記1・2の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか	☐
4	非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか	☐
5	共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか	☐
6	頭髮や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか	☐
7	機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか	☐
8	労働者の危険認識を高めるためのKY活動等を実施していますか	☐
非正常作業時 チェック項目		☐
9	機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか	☐
10	機械の清掃、点検、修理等を行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか	☐
11	機械トラブル等の非正常作業に係る対応方法を定めていますか	☐
特定の機械ごと チェック項目		☐
12	ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか	☐
13	ロール機や巻取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか	☐
14	コンベヤーの回転部に巻き込まれないように囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか	☐
15	遠心機械、粉碎機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか	☐

労働災害防止のための取組について ① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

令和6年7月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



【災害発生状況】

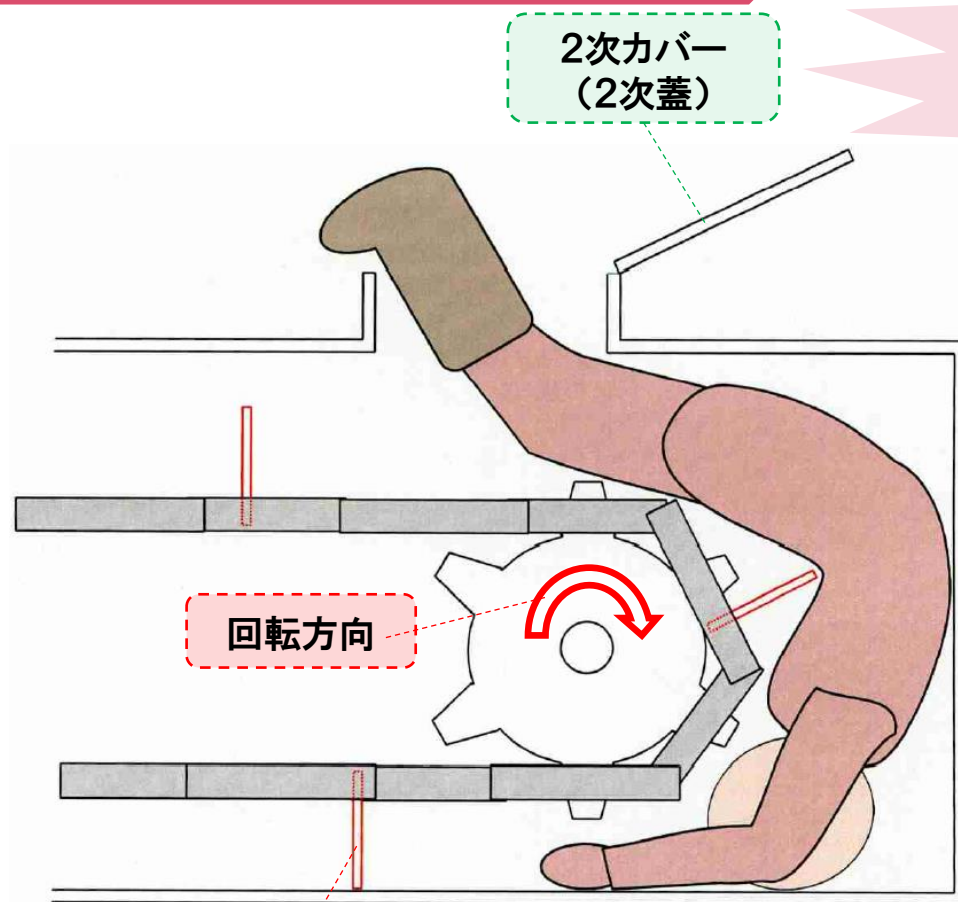
被災者がベラーと呼ばれる古紙を圧縮成型する機械の側面カバーを取り外し、機械内部に上半身を入れて清掃作業を行っていたところ、突然後退してきた可動フレームと外枠補強用の柱に上半身をはさまれ、死亡した。

【発生原因】

被災者は機械の運転を停止させて作業に当たっていたが、被災者以外の者が同機械の運転を開始することを禁止するための表示板の取付等の措置が講じられておらず、被災者が清掃作業中にもかかわらず、他の労働者が同機械の起動を行ったもの。なお、同機械の起動操作盤から被災者の作業位置は視認できなかった。

労働災害防止のための取組について ① はさまれ・巻き込まれ災害の防止

令和5年3月発生死亡災害（産業廃棄物処理業）



焼却灰を、下流に押し出すための金属製の鉄板

※被災者が機械に頭を入れて、内部を確認していたのか等の詳細は不明。

機械の運転を停止していなかったもの

【災害発生状況】

焼却施設のメンテナンスに当たり、再燃焼室の焼却灰を搬送するコンベヤーの上方に設置された点検口の1次カバー（二重カバー構造）の取り外しに1人で向かった被災者が、2次カバーも開け上半身を点検口に差し入れた姿勢で、コンベヤーに巻き込まれた状態で発見された。

【発生原因】

① 2次カバーを開ける前に、運転を停止していなかったこと ② メンテナンス作業において、作業手順に基づく安全教育が行われていなかった（ルールについて口頭説明のみであった）こと③ 点検口周囲の作業スペースがせまく、バランスを崩しやすい環境であったこと。

【法令上の規制】労働安全衛生規則第107条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 1

原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けていますか

▶はさまれ・巻き込まれの危険がある箇所には労働者が接触することがないように安全カバーを設ける等の措置を講じてください。

▶通常作業にあまり関係がない箇所でも、労働者が体勢を崩した場合等に接触してしまうことがありますので、広く措置の対象にしてください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第101条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

※ 作業者が直接取り扱わない箇所であっても、通路の隣接箇所等、作業者が接触するおそれがある箇所は規則の対象となります。

チェック項目 2

上記 1 の箇所の開閉可能な安全カバー等にはインターロック、リミットスイッチ等の安全装置を設けていますか

▶開閉可能な安全カバー、機械の戸や蓋等を開いた場合には危険源に曝されますので、開いたら停止する、又は停止しないと開かないインターロックやリミットスイッチ等の安全装置を設けることが重要です。

▶インターロック等がない機械では、労働者が機械の蓋等を開き、機械が動いたままの状態に詰まった材料や異物を取り除こうとして、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第147条

事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

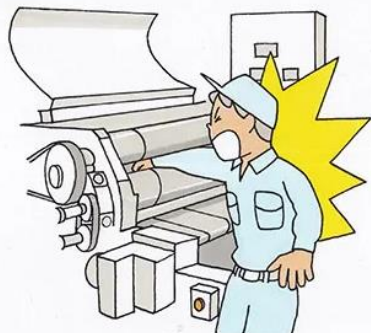
2 前項の**戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のもの**でなければならない。

※ 法令の義務付けがない機械についても、同様の危険がある機械にはインターロック等の安全装置を設けることを検討してください。

労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 3

上記 1・2 の安全カバーや安全装置等は有効な状態に保持されていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- ▶労働者が作業性を優先して、安全カバーやインターロック等を取り外したり、無効な状態にしていないか、点検してください。
- ▶機械のロール部等は回転させながら清掃した方が効率がいいという理由で、インターロックを無効化して作業に当たり、手を巻き込まれる等の災害が発生しています。

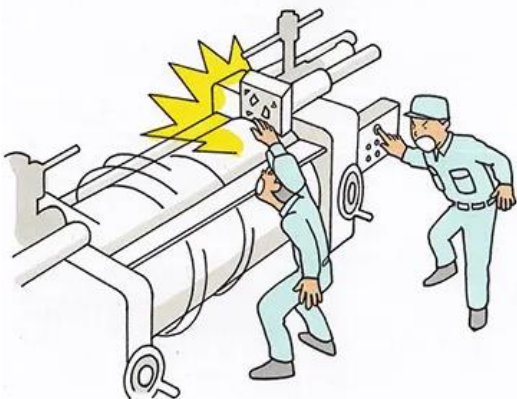
法令もチェック

労働安全衛生規則第28条

事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等が**有効な状態で使用されるよう**それらの点検及び整備を行なわなければならない。

チェック項目 4

非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- ▶機械の異常や故障等の危険が発生したときに直ちに停止できるよう、機械ごとに非常停止装置を設ける必要があります。
- ▶機械の加工の種類によっては、労働者が作業中に機械にはさまれたり、巻き込まれたりした場合にその場から動けなくなるおそれもありますので、そういったおそれがある場合は作業位置を離れることなく操作できる位置に非常停止装置等を設けてください。
- ▶機械の加工範囲（危険範囲）が長い製造ライン等ではロープ式非常停止装置等の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第103条

事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の**動力しや断装置**を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しや断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しや断装置を当該加工の作業に従事する者がその**作業位置を離れることなく操作できる位置**に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目5

共同で機械作業を行うときは、合図を定めて合図者が合図を行っていますか

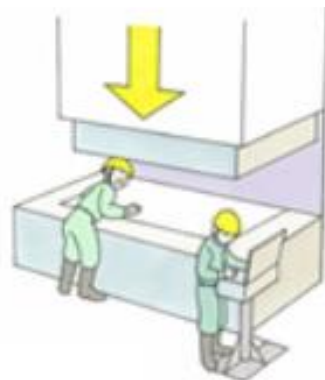
- ▶共同で機械作業を行うときは、機械を作動させる際の合図を定めて、合図者が合図してから、機械を作動させる必要があります。
- ▶共同作業者の身体が機械の可動範囲内にあるときに、合図無しに機械を作動させ、機械にはさまれたり、巻き込まれる等の災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第104条

事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。**

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

チェック項目6

頭髮や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業服装で作業をさせていますか

- ▶長い髪を垂らしている、被服が緩んでいる、タオルを首に巻いている等により、機械に巻き込まれるおそれがないか、作業時の服装を確認してください。



<作業服装の着用>



(出典) 厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

- ① 作業時は定められた安全な服装を着用します。
- ② 作業服装は身体にピッタリした軽快なものとします。
- ③ 長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れます。
- ④ 刃物やドライバー、ドリルなどをポケットの中に入れて作業しないこと。
- ⑤ タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、えり巻、ネクタイなど巻き込まれるおそれのあるものは着用しないこと。
- ⑥ 保護具・指示された保護帽などの保護具は、必ず正しく着用します。

チェック項目7

機械の取扱い、安全衛生上の注意事項について定期教育を実施していますか

- ▶機械の取扱い方法や安全衛生上の注意事項についての教育を雇い入れ時だけでなく定期的に実施してください。
- ▶安全衛生教育においては、正しい作業方法・服装・ルール等とともに、機械作業における禁止行為・トラブル時の対応等についても説明してください。
- ▶労働者の危険認識を高めるために、災害事例・ヒヤリハット事例等を使った教育も実施してください。



労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目 8

労働者の危険認識を高めるためのK Y活動等を実施していますか



- ▶ K Y活動は、作業を開始する前に、その作業に潜在する危険や発生する可能性のある災害を予測し、特定の危険に対する意識を高めて作業をすることで災害を防止しようというものです。
- ▶ 写真、シート等を使用し、仮想された作業状況において危険性を発見するK Y T（危険予知トレーニング）の実施も検討してください。
- ▶ 未熟練労働者の危険認識を高めることにも効果が期待できます。

チェック項目 9

機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に（惰性運動が終わるまで）停止させていますか



- ▶ 機械の清掃や、点検、修理等を行うときは原則として機械の運転を停止させる必要があります。機械を運転したまま労働者が清掃や点検等の作業を行い、身体の一部が機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。また、機械の停止操作をしていても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。
- ▶ 機械の運転を単に停止しただけでは、不意に起動スイッチに触れる等して機械が動き出す危険がありますので、電源を落としてから作業させましょう。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第1項

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

チェック項目 10

機械の清掃、点検、修理等行うときは操作盤等に運転を禁止する表示を行っていますか



- ▶ 機械の清掃や、点検、修理等を行うときは、当該機械の起動装置に錠を掛ける、「点検中 運転禁止」と記載した表示板を取り付けること等で、同作業に従事する労働者以外の者が不意に運転操作をすることを防止する措置を講じる必要があります。
- ▶ 他の労働者が知らずに起動して、点検中の労働者が機械に巻き込まれる災害が発生しています。

法令もチェック

労働安全衛生規則第107条第2項

事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の**起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等**同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目11

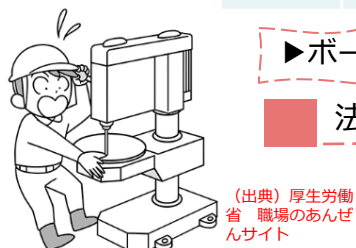
機械トラブル等の非定常作業に係る対応方法を定めていますか



- ▶機械トラブル等が発生した場合の連絡体制を明確にし、機械に関する知識がない者が対応する状況にならないようにしてください。
- ▶トラブル対応を行う場合に、どのような場合に、誰が、どこまで対応するかを定めておき、現場の担当者等が無理をせずに設備管理部署や設備業者に引き継げるようにしてください。
- ▶点検・修理等を行う場合は、機械の電源を停止してから行う、複数で対応する等の対応方法を明確にしておいてください。

チェック項目12

ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれるおそれがある作業では手袋の使用を禁止していますか



- ▶ボール盤等の回転する刃物での作業では、手袋が回転部に巻き込まれるおそれがあるので、手袋の使用を禁止してください。

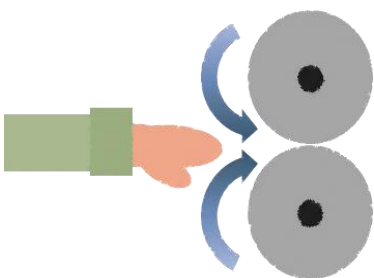
法令もチェック 労働安全衛生規則第111条

事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に**手袋を使用させてはならない**。

2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使用してはならない。

チェック項目13

ロール機や巻取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれがある箇所に囲いや覆い等を設けていますか



- ▶巻取り用ロールやコイル巻等の回転体は、紙や布、ワイヤーロープ等の巻き取られる物との間に労働者が巻き込まれる危険を防止するため、覆いや囲いを設ける必要があります。

- ▶圧延、成形、乾燥及び印刷等の加工に当たり紙や布等を通すロールを有する機械については、労働者がはさまれ、巻き込まれる危険を防止するため、囲いやガイドロール等を設ける必要があります。

法令もチェック

労働安全衛生規則第109条

事業者は、紙、布、ワイヤーロープ等の巻取りロール、コイル巻等で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、**覆い、囲い等**を設けなければならない。

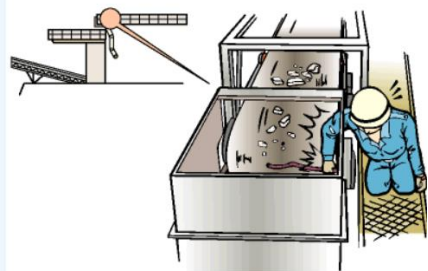
労働安全衛生規則第144条

事業者は、紙、布、金属箔はく等を通すロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、**囲い、ガイドロール等**を設けなければならない。

労働災害防止のための取組について ①はさまれ・巻き込まれ災害の防止

チェック項目14

コンベヤーの回転部に巻き込まれないように 囲い、覆いを設けていますか また、ロープ式等の非常停止装置を設けていますか



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

- ▶コンベヤーの回転部分には労働者が巻き込まれるおそれがあるため、囲いや覆いを設ける必要があります。
- ▶コンベヤーに巻き込まれるおそれがある箇所には非常停止装置を設ける必要があります。また、コンベヤーの場合、そのおそれがある箇所が広範囲になりますので、ロープ式等の非常停止装置の設置を検討してください。

法令もチェック

労働安全衛生規則第151条の78

事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、**非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置**を備えなければならない。

チェック項目15

遠心機械、粉砕機又は混合機の内容物を取り出すときは完全に（惰性運動が終わるまで）運転を停止させていますか

▶運転中の遠心機械や混合機等から内容物を取り出そうとして、身体の一部が巻き込まれる災害が発生しています。機械の停止操作をしていても、惰性運動中に手を出してしまい災害が発生するケースもありますので注意しましょう。

▶混合機の運転を停止すると製品が凝固してしまう等の事情がある場合は、適切な用具を使用して作業を行わせたときに限定して、機械を運転しながらの取り出し作業が認められています。（遠心機械以外）

法令もチェック

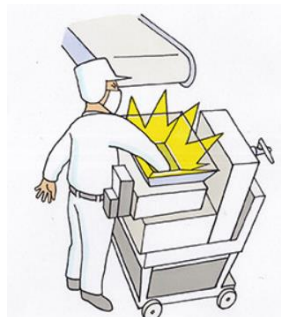
労働安全衛生規則第139条

事業者は、遠心機械（内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。

労働安全衛生規則第143条

事業者は、粉砕機又は混合機（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。



(出典) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト

労働災害防止のための取組について ② 転倒災害の防止

転倒災害の防止

【転倒災害発生件数の推移
(全国・全業種)



転倒による怪我の態様

- ・骨折(約70%)
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

令和5年 **48.5日**

※労働者死傷病報告による休業見込日数

転倒災害も重傷化する傾向があり、積極的に防止対策を講じましょう！

職場での転倒災害は年々増加傾向にあり、近年は全労働災害の約4分の1を占めている状況にあります。また、高齢者等は重傷化する傾向にあり、**令和5年の転倒災害による平均休業見込日数は48.5日、令和6年は47.5日**でした。

転倒災害はいつでも、どこでも、誰にでも発生し、労働者の不注意によるものと防止対策が軽視されがちですが、転倒災害の原因をよく分析し、それに基づいて対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能ですので、積極的に転倒災害の予防措置を講じてください。

STEP 1
チェックリストを使って
職場に転倒の危険がないか
チェックしましょう



STOP! 転倒災害

転倒災害は大きく分けて3種類あります

チェック項目		☐
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	☐
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	☐
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐

労働災害防止のための取組について ② 転倒災害の防止

STEP 2 職場の危険が認められた場合は放置せずに以下の項目ごとの対策を行いましょう

チェック項目 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか

▶基本中の基本 4 S活動の推進

⇒4 S活動は注意喚起のみではなく、4 S活動チェック表の活用、4 S活動担当者を交代で選任するなど責任感を持たせる工夫を。

▶安全担当者がパトロール時にチェック

⇒注意だけではなく、なぜ物が放置されていたかの原因分析の上で対策を。
収納場所がない？ 指定された収納場所だと作業性が悪い？ 時間に余裕がない？

▶コード類等の配置にも要注意

⇒物の放置とは異なりますが、労働者の動線上にコード類等が配置されていないかも注意して下さい。



(出典)厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

【4 S活動】

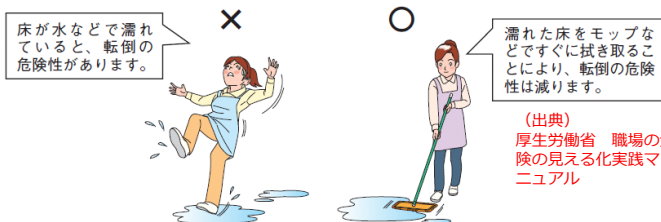
【整理】 	① 整理 いるものといらないものを分け、いらないものは処分します。 (不要なものが置かれていたら、つまづいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。)
【整頓】 	② 整頓 いるものを使いやすいように、わかりやすく収納します。 (いるものを探している、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみづかり、製品への異物混入も早期に発見できます。)
【清潔】 	③ 清潔 汚れを取り除いて身の回りをきれいにします。 (機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。)
【清掃】 	④ 清掃 機械設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去します。 (濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。)

チェック項目 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか

▶4 S活動の推進・安全担当者がパトロール時にチェック

⇒チェック項目 1 に同じですが、冬季の凍結など屋外路面も対象にして下さい。

油除去用のモップなど掃除用具の配備はされているかも確認して下さい。



(出典)厚生労働省 職場の危険の見える化実践マニュアル

▶設備的な対策も検討

⇒例えば水がたまるのは、床面の凹凸・材質、配管・容器からの水漏れ、冷蔵・冷凍設備による結露等が原因ではありませんか？

その場合は、応急処置にとどめず、設備的な対策も検討して下さい。

▶汚れの拡散防止を

⇒油を使う部屋が1箇所でも、靴底や台車の車輪に油が付着し、別の部屋に移動することで油汚れが拡散し、建物中が滑りやすくなることも。

拡散防止用に、部屋間に油除去用のマットを配置するなどの工夫を。

【前向きの転倒】

手を着いた際、腕の橈骨(とうこつ)や上腕骨、大腿骨頸部の骨折などの危険性が高くなる。台車等を使用している場合、台車への接触も。



【後向きの転倒】

しりもちをついて腰椎の圧迫骨折、手がつかない場合は、後頭部を強打する。高熱のものを運搬中の場合、火傷の危険も。



労働災害防止のための取組について ② 転倒災害の防止

チェック項目 3 通路や階段を安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか

▶ 照度の確保

⇒労働安全衛生法上の最低限の照度を確保いただくとともに、JIS照明基準による推奨照度の確保も検討して下さい。

例えば、省エネ対策による過度な照明の間引きにより、照度が保持できていない場所はありませんか？

▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は視力を確保するために、若年者よりも明るさが必要とされています。

また、薄明順応（暗い所に入った際に、暗さに順応して物が見えるようになる能力）も減少しており、段差や階段の認識に特に配慮が必要です。

【労働安全衛生法上の規定（常時作業する場所での最低基準）】

精密な作業 300ルクス以上

普通の作業 150ルクス以上

粗な作業 70ルクス以上

（事務作業を行う場合は一般的な事務作業は300ルクス以上、付随的な事務作業は150ルクス以上）

【JIS照明基準（推奨照度）】

作業を伴う倉庫 200ルクス以上

工場の階段 150ルクス以上

工場の廊下・通路 100ルクス以上

…その他作業や場所ごとに細かく分類されています。

チェック項目 4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか

▶ 就業時の靴の選択について

⇒作業現場に合った靴を選んで下さい。一口に耐滑性といっても種類があります。また、作業場所の床面が滑らない材質のものですと、対滑性のある靴は逆につまずきの原因になることも。

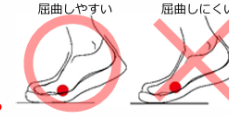
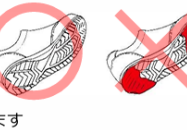
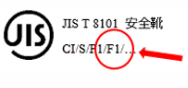
▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は身体的に足が上がりにくくなるので、重量のある靴の選択はなるべく避けて下さい。つまずきの原因となります。

▶ 定期支給・点検について

⇒靴は作業現場に合ったものの定期支給を検討して下さい。また、支給後の靴底の点検（すり減っていないか、汚れ・油等が付着していないか）を行って下さい。

（出典）日本安全靴協会・日本プロテクティブシューメーカー協会・厚生労働省「転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう」リーフレット

サイズ 靴と足はフィットしていますか？ 足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。 	屈曲性 親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？ 靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。 
重量バランス 靴の前後の重さのバランスはとれていますか？ 靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。 	つま先部の高さ つま先から床面まで一定の高さがありますか？ つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。 
靴底の減り具合 靴底がすり減っていませんか？ 靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります 	耐滑性の有無 靴の滑りにくさを確認していますか？ 耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。 ■安全靴の場合 個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。  ■プロスニーカーの場合 靴のべら裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認して下さい。 
その他の性能 ■静電気帯電防止性 静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能  ■かかと部の衝撃エネルギー吸収性 かかとのクッション性に係わり、かかと部の疲労防止性能  ■耐踏抜き性 釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能 	

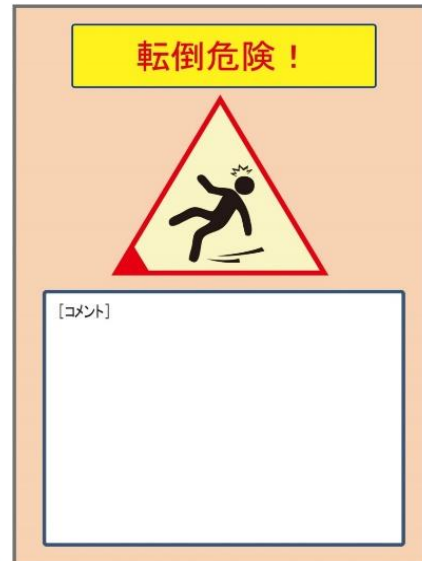
労働災害防止のための取組について ② 転倒災害の防止

チェック項目 5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか

チェック項目 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか

(出典) 東近江労働基準監督署 製造業における労働災害防止対策好事例集

<危険標識のイメージ>



<外国人労働者に配慮した表示>



<掲示物を高齢労働者に配慮した文字の大きさに>



(出典) 厚生労働省 高齢労働者に配慮した職場改善事例

危険の「見える化」

⇒災害が発生した場所、災害は免れたがヒヤリとしたハッとした場所については危険マップに掲載して情報の共有化を図って下さい。また、設備的対策が難しく、リスクが残留する場所には標識をつけて、注意を促して下さい。

外国人労働者・高齢労働者への配慮

⇒職場に外国人労働者がいる場合は、外国人労働者の母国語で表示をする等して、外国人労働者とも情報を共有して下さい。

また、高齢労働者が視認できる文字の大きさで表示して下さい。

<危険マップ及びマーカのイメージ>



(出典) 厚生労働省 社会福祉施設の安全管理マニュアル

<マーカの種類>



労働災害防止のための取組について ② 転倒災害の防止

チェック項目7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか

チェック項目9 転倒を予防するための教育を行っていますか

歩き方などの教育

⇒労働者に転倒のメカニズム等を理解してもらい、歩き方の教育を行って下さい。
また、セルフチェック等により、自身の転倒リスクも知ってもらい、自主的な健康増進を図っていただくようにしましょう。

禁止事項の教育

⇒ポケットに手を入れたまま歩いていると、急な動きに反応できず、被害が大きくなる危険性が高くなります。また、スマートフォンの使用等のながら歩行の禁止、足元が見えない荷物を持つての歩行の禁止、「走らない、急がない、焦らない。」といった基本的事項の教育も行ってください。

チェック項目8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか

ストレッチや体操の導入

⇒筋肉の柔軟性を確保し、転倒しないために、また実際に転倒したときに大きな怪我につながらないようにするために、ストレッチや体操を行ってもらうことが有効です。労働者に周知して下さい。

また、朝礼時などに事業場全体で取り組むことも検討して下さい。

運動・トレーニングの勧奨

⇒加齢とともに現れる身体機能の低下、特に筋力や平衡能力の低下を予防するため習慣的に運動やトレーニングを行うよう勧奨して下さい。

転倒しても骨折をしないための体づくり

⇒女性労働者・高齢労働者を対象に骨粗しょう症等の危険性を知ってもらい、日頃の生活習慣を改善して予防に取り組んでもらいましょう。

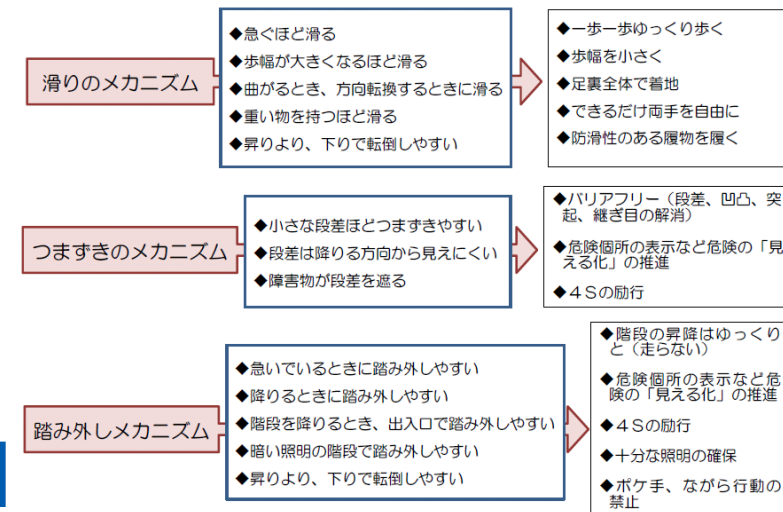
厚生労働省HPでは転倒等リスク評価セルフチェック表や転倒予防体操を紹介していますので参考としてください。

詳細はこちら→
(厚生労働省HP)



【転倒のメカニズム】

(出典) 長野労働局
転倒災害防止対策検討会報告書



転倒等リスク評価セルフチェック票

近年増加傾向にある転倒災害の予防に向けて、自己評価と測定結果の差を認識することは重要です。集計等も可能な転倒等リスク評価セルフチェック票を作成しましたので御活用ください。

労働災害防止のための取組について ③腰痛予防対策

職場における腰痛で悩んでいませんか？

要因1 動作要因

動作要因とは、腰部に動的あるいは静的に加わる過度な負荷や負担

例えば...

重量物を持ち上げる、押したり、引いたりするなどの重量物の扱いに関することや腰を深く曲げる、長時間同じ姿勢で仕事をするなどの作業動作や作業姿勢に関することがあげられます。

要因2 環境要因

環境要因とは身体が寒いばく露、暗い照明、不良な作業床面や作業空間、不適切な機器や設備の配置

例えば...

屋外の作業では身体が長い間寒冷にさらされる、「車両運転などの全身振動に長時間さらされる、作業場所が狭くて窮屈である、機械や設備の配置が悪く、移動しづらい」などが、環境要因として考えられます。

要因3 個人的要因

個人的要因とは年齢、性別、体格や、骨粗しょう症などの既往症または基礎疾患の有無のような個人属性にかかわる要因

例えば...

最近、年齢や体力面で、荷物の積み卸しがしんどくなってきた、腰が痛いときでもゆっくりと休むことができない、などが個人的要因です。それ以外にも、「ゆっくりと休憩できる設備がない」、「満足に仮眠できないため、睡眠が不十分であるなどの衛生施設の設置状況に関するものや、夜間勤務が長い、夜勤回数が多いなどの個人の勤務条件に関するものがあげられます。

腰痛予防対策は多角的視点で検討・実施を！

腰痛予防のための 労働衛生管理体制の整備

作業管理

作業方法、作業手順、体制など

作業環境管理

照明、床面、作業スペースなど

健康管理

腰痛健診、腰痛予防体操など

労働衛生教育

腰痛予防のための教育・指導

腰痛は労働者の個人的要因だけで発生するものではないため、動作要因や環境要因の面からも発生要因を分析し、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生教育を組み合わせる総合的・継続的に対策を検討・実施することが重要です。

労働災害防止のための取組について ③ 腰痛予防対策

「職場における腰痛予防対策指針」及びチェックリストを活用し職場の腰痛予防に取り組みましょう！

腰痛予防対策

✓ チェックリスト

作業管理

- ☐ **自動化・省力化**
腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行う。
- ☐ **作業姿勢・動作**
作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。
- ☐ **作業の実施体制**
作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせない。
- ☐ **作業標準の策定**
作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにする。
- ☐ **休憩・作業量、作業の組合せ**
適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。
- ☐ **靴、服装など**
作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうかが判断する。

作業環境管理

- ☐ **温度**
寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくなるので、適切な温度を保つ。
- ☐ **照明、作業床面、作業空間や設備の配置**
作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。
- ☐ **振動**
車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への激しい振動、車両運転などによる長時間にわたる振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。



腰痛予防対策

✓ チェックリスト

健康管理

- ☐ **健康診断**
腰に著しい負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。
- ☐ **腰痛予防体操**
ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。
- ☐ **腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項**
腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育

- ☐ **労働衛生教育**
重量物の取り扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業などに従事する作業者に対しては、その作業に配置する際やその後、必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。

教育内容

- 腰痛の発生状況、原因
(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- 腰痛発生要因の特定、リスクの見極め
(チェックリストの作成、活用方法など)
- 腰痛発生要因の低減措置
(発生要因の回避、軽減を図るための対策)
- 腰痛予防体操
(職場でできるストレッチの仕方など)

- ☐ **心理・社会的要因に関する留意点**
上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。
- ☐ **健康の保持増進のための措置**
腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。



厚生労働省HPIに、右のチェックリストや腰痛予防に関するリーフレット等の資料を掲載しておりますので参考としてください↓



労働災害防止のための取組について ③腰痛予防対策

重量物の取扱いがある場合の腰痛予防対策
チェックリストはこちら

立ち去業による腰痛予防対策も検討しましょう！

- ・不自然な姿勢での作業とならないよう、作業機器や作業台は、作業者の体格を考慮して配置しましょう。
- ・長時間立ったままでの作業を避けるため、他の作業を組み合わせましょう。
- ・1時間に1・2回程度の小休止・休息を取り、屈伸運動やマッサージなどを行いましょう。
- ・床面が硬い場合は、立っているだけでも腰に負担がかかるので、クッション性のある靴やマットを利用して、負担を減らすようにしましょう。

腰痛防止対策



事例の概要

同じ場所で長時間立ち作業する労働者の足もとに、疲労軽減マットを導入したものの、滑り止め加工も施されている。

(出典) 東近江労働基準監督署 製造業における労働災害防止対策好事例集

腰痛リスクの回避・低減対策（チェックリスト）

<作業管理>

- ☐ 常時行う重量物取扱い作業は、リフターや自動搬送装置の使用により自動化・省力化する。
- ☐ コンベアや台車などで運搬したり、運搬しやすくなるようなフックや吸盤などを用いる。
- ☐ 取り扱う重量物の重量を制限する。常時人力のみにより取り扱う重量は、満18歳以上の男性の場合、体重のおおむね40%以下、女性は24%以下とする。製造業では、10kg程度に設定する例も見られる。
- ☐ 上の重量制限を超える場合は、身長差の少ない2人以上で作業を行わせる。
- ☐ 取り扱う重量物の重量が、あらかじめわかるように表示する。
- ☐ できるだけ重量物に身体を近づけ、重心を低くするような姿勢をとるようにする。
- ☐ 床面から重量物を持ち上げる場合、片足を少し前に出し膝を曲げ、腰を十分に下ろして重量物を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにする。(図1)
- ☐ 大きな物や重量物を持つての移動距離を短くし、人力での階段昇降は避ける。
- ☐ 重量物を持ち上げるときは、呼吸を整え、腹圧を加えて行うようにする。(図2)
- ☐ 重量物を持った場合は、背を伸ばした状態での腰部のひねりを少なくなるようにする。
- ☐ 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間などをまとめた作業標準を策定する。
- ☐ 労働者にとって過度の負担とならないように、単位時間内での取扱量を設定する。
- ☐ 立ち作業の場合、1時間に1・2回程度の小休止・休息を取らせ、屈伸運動やマッサージなどを行わせる。
- ☐ 他の作業を組み合わせることにより、長時間の立位姿勢の保持を避ける。
- ☐ 座り作業の場合、不自然な姿勢とならないよう、作業対象物は、ひじを伸ばして届く範囲内に配置する。
- ☐ 直接床に座る作業は、関節などに負担がかかるため、できるだけ避ける。
- ☐ 作業靴は滑りにくく、クッション性があるものを使用させる。



(図1)



(図2)



(図3)

<作業環境管理>

- ☐ 作業場所などで、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。
- ☐ 転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面とする。
- ☐ 立ち作業の場合、作業機器や作業台は労働者の体型を考慮したものを配置する。
- ☐ 両足をあまり使用しない立ち作業では、適当な高さの片足置き台を使用させる。
- ☐ 座り作業の場合、椅子は労働者の体格に合ったものを使用させ、机、作業台の高さや椅子との距離は調節できるようにする。

<健康管理と労働衛生教育>

- ☐ 腰痛予防健康診断（配置時、6か月以内ごとに1回）を行う。
- ☐ ストレッチを中心とした腰痛予防体操を行わせる。(図3)
- ☐ 腰痛のリスクと原因、作業標準（作業姿勢など）、荷役機器・補助具の使用方法、腰痛予防体操などについて、教育（配置時など）を行う。

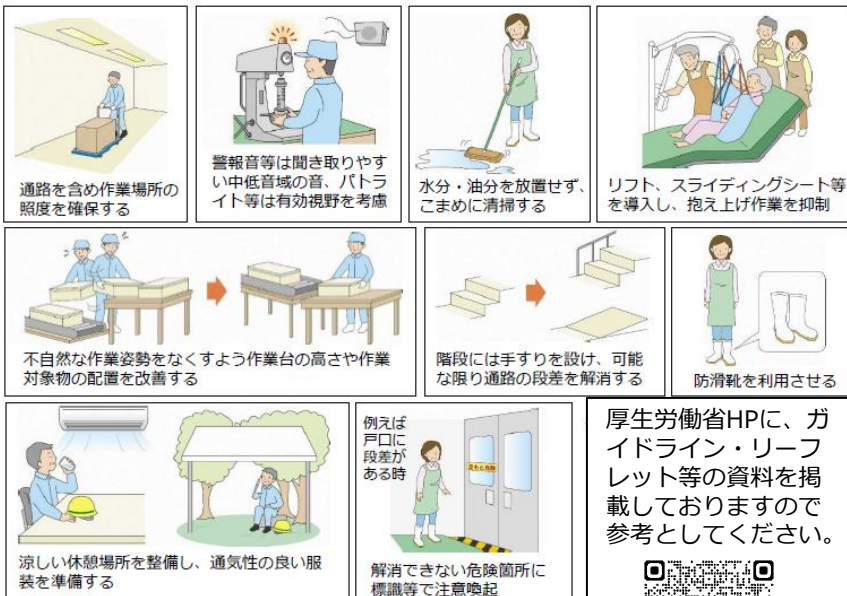
労働災害防止のための取組について ④エイジフレンドリーガイドライン

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

エイジフレンドリーガイドラインは、労働安全衛生関係法令とあいまって、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者及び労働者に取組が求められる事項を具体的に示し、高齢労働者の労働災害を防止することを目的としています。

【職場環境の改善の例】



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

労働災害防止のための取組について ④エイジフレンドリーガイドライン

エイジフレンドリー補助金

高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。

▶補助金申請受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年10月31日（金）まで

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

▶申請先

令和7年度補助事業者
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター

【申請担当】

電話：03-6381-7507 FAX：03-6809-4086

【支払担当】

電話：03-6809-4085 FAX：03-6809-4086

▶受付

平日 10:00～12:00、13:00～16:00
（土日祝休み）（8月12日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く）

※平日12:00～13:00の間は電話に出ることができません

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く）		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入・工事の施工等）	・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
熱中症予防対策プラン		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く）		・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

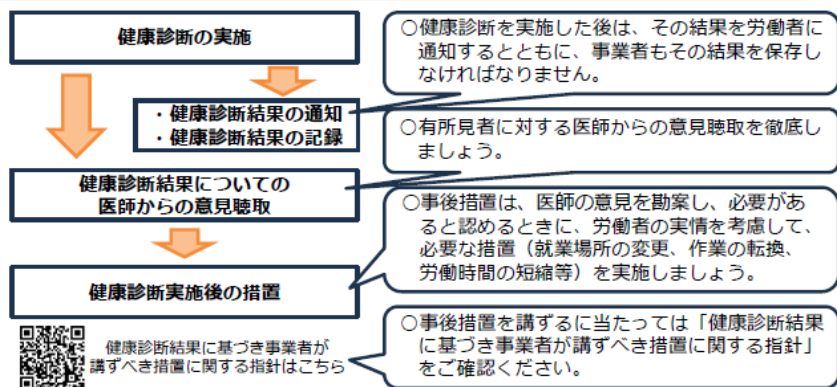
職場の健康診断実施強化月間（9月）

事業者の皆さまへ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
- 一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いいたします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に對し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりに効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



大津労働基準監督署 FAX 077-522-6252

提出期日 9/末

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

～健康診断と事後措置の徹底～

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？次のア～ケの事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。また、チェックした結果を所轄労働基準監督署へご報告いただきますようお願いいたします。

事業場名称	業種
所在地	労働者数 計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名	担当者 電話番号
ア 定期健康診断を行っていますか。	☐ 1年以内に行っている 直近の健康診断実施時期 年 月 直近の健康診断実施機関名(代表する1機関)
イ 一定の有害業務に従事する労働者に対して歯科健康診断を行っていますか。	☐ 6か月以内に行っている 直近の健康診断実施時期 年 月 直近の健康診断実施機関名(代表する1機関)
ウ 健康診断の結果の記録を保存していますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない
エ 健康診断実施後、有所見者について医師(政令で定める有害な業務に従事する労働者に対して歯科健康診断を行った場合は歯科医師)からの意見聴取を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない
オ 健康診断実施後の措置(作業の転換、労働時間の短縮など)を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事業なし
カ 健康診断の結果、保健指導を行っていますか。(努力義務)	☐ 行っている ☐ 行っていない
キ 医療保険者から健康診断の結果の提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。〔「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」に基づく義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です〕	☐ 行っている ☐ 行っていない 行っていない場合はその理由 ☐ 医療保険者からデータ提供を求められたことがない ☐ 個人情報保護の観点から第三者に提供してよいと判断がつかなかった ☐ データ提供することによる事業場としての利益がない ☐ その他()

※産業保健総合支援センターでは、個別訪問支援として、保健師等が事業場を訪問し、次のク、ケの支援を行う無料相談サービスがありますが、利用してみたいと思いますか。

ク 50人未満の事業場に対する労働者の健康管理(脳・心疾患防止、メンタルヘルス対策等)に関する無料健康相談	☐ 利用してみたい ☐ 説明は聞きたい ☐ 利用しない
ケ メンタルヘルス対策について、社内教育の講師派遣や事業場内体制の整備等に関する相談(利用は、50人未満の事業場に限り、無料)	☐ 利用してみたい ☐ 説明は聞きたい ☐ 利用しない

※ク、ケで「利用してみたい」「説明は聞きたい」にチェックされた場合は、事業場名称、所在地、担当者職氏名、電話番号、上記ケのチェック内容のみ産業保健総合支援センターに情報提供させていただきます。同センター担当者から後日連絡させていただきますので予めご了承ください。

上記チェックシートで、健康診断等の実施状況をご確認いただき、その結果について、ご報告（FAX）いただきますよう、お願いいたします。

